

大阪市立大学工作技術センタ - 規程

制 定 昭 和 6 2 年 3 月 1 7 日 学 長 達 2 号

(設 置)

第 1 条 大阪市立大学に工作技術センタ - (以下「センタ - 」という。)を置く。

(目 的)

第 2 条 センタ - は、学内共同利用施設として、機器類の工作及び加工の開発を行うことにより研究教育の進展に資することを目的とする。

(部 門)

第 3 条 センタ - に次の部門を置く。

- (1) 機械工作部門
- (2) ガラス工作部門

(組 織)

第 4 条 センタ - に所長及び必要な職員を置く。

(所 長)

- 第 5 条
- 1 所長は、教員の中から学長が任命する。
 - 2 所長は、センタ - の管理運営にあたる。
 - 3 所長の任期は2年とし、重任を妨げない。

(運 営 委 員 会)

- 第 6 条
- 1 センタ - に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
 - 2 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) センタ - の管理運営の方針に関すること。
 - (2) 運営のための内規の制定に関すること。
 - (3) 所長の推薦に関すること。
 - (4) その他センタ - に関する重要事項。

(委 員 会 の 組 織)

第 7 条 委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 所長

(2) 理学部・工学部・医学部・生活科学部から選ばれた教員各 1 名

(3) 学長が命ずる職員若干名

(4) その他委員会が必要と認めた者若干名

(委 員 の 任 期)

第 8 条 1 前条第 2 号及び第 4 号の委員の任期は、2 年とし、重任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 9 条 1 所長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(施 行 の 細 目)

第 10 条 この規定の施行について必要な事項は、委員会の議を経て所長がさだめる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

改訂履歴：

平成 13 年 4 月 17 日 学長達第 8 号「事務組織変更に伴う関連規程の整理に関する規定」

第 2 条 大阪市立工作技術センター規定（昭和 62 年学長達第 2 号）の一部を次のように改訂する。

第 7 条第 3 号中「事務長」を「職員」に改める。

工 作 技 術 セ ン タ - 運 営 の 細 則

- 1 . 所長及び運営委員会の諮問に基づき、センタ - の活動を円滑に行うために、利用者委員会を置く。その中に機械工作及びガラス工作部門委員会を置く。
- 2 . 利用者委員会は次の委員で構成する。
 - (1) 両部門の利用に関係する学部から選ばれた者若干名。定数は別に定める。
 - (2) 両部門に所属する技術職員。
 - (3) 上記 (1) 及び (2) の委員によって運営委員会の中から推薦され、所長が承認した委員長及び副委員長。
- 3 . 利用者委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 所長、運営委員より委託された事項。
 - (2) 両部門の活動に関する事項。
 - (3) センタ - の利用に関する事項。

附 則

この細則は、昭和 6 2 年 1 0 月 6 日より施行する。